愛媛県原子力センター無停電電源装置改修業務について

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第１号の規定により随意契約を締結したので、次のとおり公表する。

１　件名
愛媛県原子力センター無停電電源装置改修業務

２　随意契約を締結した日
令和８年 10 月 15 日

３　契約相手方
富士電機株式会社　四国支社
支社長　鳥本　宏樹

４　契約金額
918,000 円（税込額 1,009,800 円）

５　契約の相手方とした理由
(1)　本業務は、愛媛県原子力センターに設置している無停電電源装置（富士電機システムズ株式会社製）の UPS 機能を停止し、保守バイパス回路で給電を行うために必要な改修を行うものである。
当該装置下流に位置する電源及び精密機器の重要性を鑑みると、確実な履行が必要であり、メーカーである３に記載した者による改修が適当であるため。
(2)　３に記載した者は、予定価格の範囲内での見積りの提示があったため。